

医療費の確定申告が平成29年分から変わる！

市販医薬品も控除対象に！

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

私たちの体には病気を予防し、病気やけがなどから回復するための力である＝「自然治癒力」が備わっています。軽度な体の不調があるときに市販薬を使い自分で手当てすること、日ごろから健康管理の為に健診などで病気の予防を心がけることなどをセルフメディケーションといいます。

セルフメディケーション税制とは？

平成29年1月から新しく適用された医療費控除制度です。従来からある年間医療費が10万円を超えた分を対象とする制度に対し、こちらでは1万2千円を超えた分から確定申告で所得税を控除することができます。

年間医療費がいくらかかるかで適用する制度の選択が必要ですね！



従来の医療費控除制度との違いは？

従来からある医療費控除制度は、医療費の自己負担分全般を対象とする場合に申請できる制度です。「セルフメディケーション税制」は、ドラッグストアや薬局で購入したOTC医薬品（市販薬）が対象です。従来からある医療費控除制度とセルフメディケーション税制の両方を適用することはできません。

対象となる OTC 医薬品とは？

全ての OTC 医薬品が対象になるわけではなく、医療用医薬品にも使われている 83 成分を含む約 1500 品目が OTC 医薬品の対象です。

（平成 29 年 1 月 13 日現在）

また、2 か月ごとに対象品は追加更新されており、厚生労働省のホームページでこの制度の対象となる OTC 医薬品を確認することができます。また、薬局・ドラッグストア等でも対象品のパッケージに識別マークを印刷またはシールで表示されているものもあります。

識別マークの見本例



セルフメディケーション

税 控除 対象

このマークがパッケージに記載されています。
※製品の大きさやパッケージの色によりこのマークの大きさや色も異なります。

あなたはいくら戻ってくる？

日本一般用医薬品連合会のホームページでは所得税に応じたシミュレーション計算ができます。

<http://www.jfsmi.jp/lp/tax/index.html>

購入時の注意点

対象医薬品を購入した際には、レシート（または領収書）に対象製品であることが表記されます。

①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品であること、④販売店名、⑤購入日の明記が必要です。

レシートへの表記は購入店により異なる場合がありますので、購入時に必要事項の明記があるか確認しましょう。

セルフメディケーション税制適用条件

確定申告をするには下記の条件を満たす必要があります。

- (1) 所得税、住民税を収めていること。
- (2) 1 年間（1～12 月）で、対象となる OTC 医薬品を 12,000 円を超えて購入していること（家族分を合算）。
- (3) 1 年間（1～12 月）に健康の維持増進および疾病予防の取組として申告予定者（世帯主）が『一定の取組』を行っていること。

一定の取組とは？

日頃からの健康維持や病気の予防への取組のことを指します。一定の取組を実施した証明には下記書類のうち、いずれかを提出する必要があります。

- ★会社の定期健診
- ★特定健康診査
- ★健康診査
- ★市町村のがん検診
- ★インフルエンザ予防接種（領収書又は接種済証）

検(健)診は結果が必要です



確定申告について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。

平成 29 年分の確定申告の一般的な提出期限は、平成 30 年 2 月 16 日から 3 月 15 日までです。